

港湾局川崎港管理センター職員安全衛生管理規程

目次

- 第1章 総則（第1条～第7条）
- 第2章 安全衛生管理体制（第8条～第12条）
- 第3章 安全衛生計画等（第13条～第17条）
- 第4章 安全衛生委員会（第18条～第20条）
- 第5章 監査（第21条～第29条）
- 第6章 雑則（第30条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、川崎港管理センター職員（以下「職員」という。）の労働災害の防止のための対策を推進することにより職場における職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

（基本方針）

第2条 職員の安全及び健康の向上は職務遂行の基本であり、もともと優先度の高いものとして情報共有を徹底するなど全職員による安全衛生活動に取り組む。

2 安全衛生マネジメントシステムを確立し、明るく活気ある職場をつくりあげる。

3 心身ともに積極的に健康の保持増進を図り、メンタルヘルス対策及び公務災害の防止を徹底させる。

4 職場の安全衛生点検と環境整備を基本とし、リスクの評価を定期的に行い、リスクの管理を体系的に実施する。

（法令との関係）

第3条 安全衛生管理等に必要な事項は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という）、同施行令（昭和47年政令第318号）、同規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）及び川崎市職員安全衛生管理規則（平成18年川崎市規則第27号）に定めるほか、この規程の定めるところによる。また、その他安全衛生に関する国内法、条約、ILO勧告を重視しなければならない。

（定義）

第4条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する地方公務員で、

港湾局川崎港管理センターに配属された職員をいう。

2 港湾支部 川崎市職員労働組合港湾支部のことをいう。

(川崎港管理センター所長の責務)

第5条 川崎港管理センター所長(以下「管理センター所長」という。)は、法令及びこの規程に基づき、職場における職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するようにしなければならない。また、港湾局川崎港管理センター職員安全衛生委員会の勧告に従い、かつ安全衛生計画に沿って労働安全衛生活動を行わなければならない。

(職員の責務)

第6条 職員は、一人ひとりが健康と安全衛生に関心を持ち、労働災害を防止するため必要な事項を守り、管理センター所長その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するとともに、快適な職場環境の形成を促進するように努めなければならない。

(秘密の保持)

第7条 安全衛生の活動に従事した職員は、活動で知りえた人の秘密を漏らしてはならない。退職したあとにおいても同様とする。

第2章 安全衛生管理体制

(安全管理者)

第8条 法第10条第1項の規定により、安全管理者を置き、管理センター所長をもって充てる。

(安全管理者の責務)

第9条 安全管理者は、法第10条1項各号の安全に係る技術的事項の管理及び規則第6条第1項に規定する業務を行う。

(衛生管理者)

第10条 管理センター所長は、法第12条の規定により、衛生管理者を選任し、衛生に関する措置を遂行できる権限を与えなければならない。

(衛生管理者の責務)

第11条 衛生管理者は、法第10条1項各号の衛生に係る技術的事項の管理及び規則第11条第1項に規定する業務を行う。

(衛生管理有資格者の育成)

第12条 管理センター所長は、衛生管理者となるために必要な資格または免許を有する者を育成しなければならない。

第3章 安全衛生計画等

(安全衛生方針)

第13条 管理センター所長は、安全衛生の水準を向上させるための基本姿勢として、安全衛生方針を作成し、管理センターに勤務する職員に、その内容を周知しなければならない。

2 安全衛生方針には、次の各号の事項を含まなければならない。

- (1) 職員の公務災害の防止に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進に関すること。
- (3) 安全衛生法令等の遵守に関すること。
- (4) 安全衛生の教育に関すること。
- (5) 労働安全衛生マネジメントシステムの運用に関すること。
- (6) 労使の協力による職場環境の改善に関すること。
- (7) 衛生管理者の育成に関すること。

(安全衛生計画の策定)

第14条 管理センター所長は、職員の安全と健康を確保するため、安全衛生計画を策定しなければならない。

2 前項の計画を策定するときは、あらかじめ港湾局川崎港管理センター職員安全衛生委員会に審議させなければならない。また、計画変更をするときも同様とする。

(安全衛生計画の内容)

第15条 安全衛生計画には次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 一般健康診断の受診及び事後措置に関すること。
- (2) 5S（整理・整頓・清掃・清潔・よい習慣）運動に関すること。
- (3) リスクアセスメントの見直し及びリスク軽減活動に関すること。
- (4) 安全衛生教育に関すること。
- (5) 安全衛生活動の推進や活性化に関すること。
- (6) その他安全衛生に必要と思われること。

(安全衛生計画の実施、点検及び改善)

第16条 管理センター所長及び職員が安全衛生の活動を行うときは、安全衛生計画に沿って行わなければならない。

2 管理センター所長及び職員が安全衛生の活動を行ったときは、点検し、必要があると

きは改善を行わなければならない。

(安全衛生計画の評価、改定)

第17条 管理センター所長は、安全衛生計画が終了後、直ちに計画の実施状況の調査及び分析し、当該計画の評価を行わなければならない。

2 管理センター所長は、前項の評価を行ったときは、速やかに港湾局川崎港管理センター職員安全衛生委員会に報告しなければならない。

3 管理センター所長は、第1項の評価を踏まえて、計画を変更し、または次期以降の計画の参考にすることができる。

第4章 安全衛生委員会

(設置)

第18条 川崎港管理センターに港湾局川崎港管理センター職員安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員長は、管理センター所長をもって充てる。

(会議)

第19条 委員長は、毎月1回委員を召集する。

(記録)

第20条 委員会の記録は、原則として事務局が議事記録その他を作成する。ただし、委員会で定めた場合は、この限りでない。

2 委員会終了後、委員会の記録は委員会で守秘するとの議決を経たものを除き、直ちに職員に公開しなければならない。

3 前項で非公開としたものについて、職員は委員長へ公開するよう求めることができる。

4 委員会の記録は、事務局が1年間保管しなければならない。

第5章 監査

(監査目的)

第21条 監査は、計画に定められた基準の達成を確認、評価することによって管理センター職員の労働安全衛生の改善を図ることを目的とする。

(監査員)

第22条 監査は監査員が行う。

2 前項の監査員は、委員会が推薦し、管理センター所長が指名した者とする。ただし委員会は、できるだけ次の各号に該当する者を推薦しなければならない。

- (1) 安全衛生に関して資格その他技術的な能力を有している者。
 - (2) 以前委員会の委員であった者。
 - (3) その他安全衛生活動に積極的に活動している者。
- 3 委員及び事務局は、前項の監査員になることができない。

(監査事項)

第23条 監査は次の各号について行う。

- (1) 安全衛生に関する法令等の遵守状況
- (2) 第3章で定めた労働安全衛生計画の達成状況
- (3) 事故及び災害の処理状況並びに事故及び災害の防止対策の実施状況
- (4) その他前条の目的を達成するために必要と認める事項

(監査の準備)

第24条 監査員は、監査する1月前までに管理センター所長、委員会に対して、次の各号を内容とする通知をしなければならない。

- (1) 監査日
- (2) 監査員
- (3) 監査事項
- (4) 監査するための資料、報告書及びその他書類

2 管理センター所長は、監査する2週間前までに監査のための資料、報告書及びその他書類等を監査員に提出することを要する。

3 委員会事務局は、監査する2週間前までに監査のための資料、報告書及びその他書類等を監査員に提出することを要する。

(関係者との面接)

第25条 監査員は、必要があると認めるときは、関係職員等の面接を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(監査の実施)

第26条 監査員は、毎年1回監査を行う。

- 2 監査員は、必要と認めるときは前項の監査以外に監査をすることができる。
- 3 監査員は、監査が終了したときは、遅滞なく監査結果を管理センター所長および委員会に報告しなければならない。

(監査報告)

第27条 管理センター所長は、監査員から監査結果の報告を受けたときは、管理センタ

一職員に対して、直ちに報告をしなければならない。

(管理センター所長の事務)

第28条 管理センター所長は、監査員から監査結果の報告を受けたときは、来年度の安全衛生計画に反映させなければならない。また、必要に応じて安全衛生中長期計画の変更を行うことができる。

(監査記録)

第29条 監査の記録は、原則として委員会事務局が1年間保存する。ただし、委員会で定めた場合は、この限りでない。

2 監査記録は、個人の情報及び委員会で非公開との決議を経たものを除き、請求があったときは、公開しなければならない。

第6章 雑則

(改正)

第30条 この規程の改正は、委員会の委員の過半数の賛成を経なければならない。

2 前項の改正が行われたときは、委員会は直ちに管理センター全職員へ通知しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この規程は平成20年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この規程は平成26年4月1日から施行する。